

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【53】
2. 日時：令和4年1月13日 10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理）他17名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当 他1名※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（69条、70条、71条）について、令和4年1月11日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

【基本設計方針（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）】

○キャスク置場は燃料プールと一体となっているため、流路として期待する範囲について明確にした上で、重大事故等対処設備として設計する設備を説明すること。

○燃料プールの計測結果について、保存及び記録については73条側で整理しているが、中央制御室で表示することも73条側で整理していることを備考に明記すること。

【基本設計方針（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）】

○輪谷湾に設置するシルトフェンスについて、現在の記載では仕様が不明確であるため、用いるシルトフェンスの仕様が明確になるよう仕様ごとに書き分けて記載すること。

【基本設計方針（重大事故等の収束に必要な水の供給設備）】

○構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）について、耐震性を有する設計とすることを基本設計方針で説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他  
提出資料：  
なし